



しながわの 区税だより

第12号

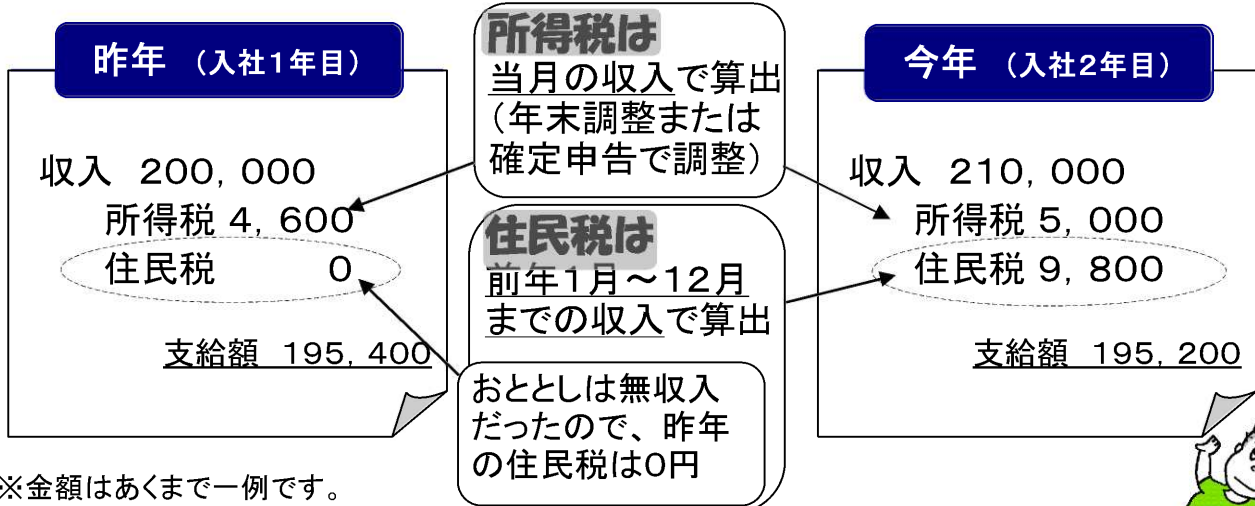
平成22年8月1日 品川区税務課 発行 代表電話(3777)1111 広町2-1-36

口座振替なら払い忘れもありません



住民税2期納期限は8月末日です

住民税（特別区民税・都民税）は前年の収入に対し、翌年納付をする仕組みです
例えば、四コマに登場した茄子夫さんの給与明細（6月分）をみると…



Q. 給与から住民税が天引きされていると思ってました。



A.

住民税の納付方法は天引き(特徴)だけではありません。以下の3つの納付する方法があります。
またそれらを併用して納付する方法もあります。

普通徴収

納付書納付(個人納付)

年4回

6月・8月・10月・1月

特別徴収

給与天引き

年12回

毎月(6月分~翌年5月分の給与から天引き)

年金特別徴収

年金天引き

年6回

4月・6月・8月・10月・12月・2月
※平成21年10月から開始

住民税 Q & A

Q. 年に4回に分けて払うのって忘れてしまう。どうしたらいいの?



A. 口座振替をお申し込み下さい。手数料もかからず納め忘れの心配もなく安心です。

Q. 平成21年4月に仕事をやめたら平成22年度の住民税は払わなくてもいいよね?



A. 住民税は翌年課税です。
会社をやめても平成21年1月~4月までに得た収入に対しての住民税を平成22年6月から納付する義務があります。翌年の納税に備え準備が必要になります。

収入は、物を売ったり、働いたりして得た金銭などを言います。いわゆる「額面上の金額」の金額のことです。
例えば、給与や年金の場合、源泉徴収票の「支払額」が収入です。営業の場合は「売上金額」がこれに当たります。



所得は、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。
給与や年金には必要経費という考えがありませんので、それぞれ一定の「控除額」を差し引いたものが所得となります。

住民税相談のご案内

- 課税に関すること Tel (5742) 6663~6
- 納税に関すること Tel (5742) 6671~3
- 納税・課税証明書 Tel (5742) 6662

受付時間 月曜~金曜
午前8時30分から午後5時
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

8月31日は...

特別区民税・都民税第2期の納期限です 納付に便利な口座振替をお勧めします!

出前講座のご案内

サークルや団体等の会合で、住民税の講座を開きませんか? 担当職員がお伺いします。費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

税務係 電話 (5742) 6662

